

郡山市体育施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月15日

郡山市長 品川 万里

郡山市条例第20号

郡山市体育施設条例の一部を改正する条例

郡山市体育施設条例（昭和48年郡山市条例第63号）の一部を次のように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---------|--|
| 第15条 削除 | <u>（職員）</u> 第15条 総合体育館に館長その他必要な職員を置く。 |

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。